

※ 先般お知らせした内容から変更がありますので、ご注意ください。  
※ このお知らせは、平成23年度予算案に基づくものです。

## 雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金

### 申請をお考えの事業主の方へ

雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金は、景気の変動、産業構造の変化などに伴う経済上の理由によって事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者の休業、教育訓練または出向を行った場合に、休業手当、賃金などの一部を助成するもので、教育訓練を実施した場合は教育訓練費が加算されます。

### 教育訓練費の助成金額を見直します

判定基礎期間の初日が **平成23年4月1日以降のものから** (※1)

**事業所内訓練(※2)の教育訓練費の支給額を  
下記の通り、引き下げる予定です。**

#### [対象労働者1人1日当たり支給額]

**雇用調整助成金** 4,000円 → **2,000円**

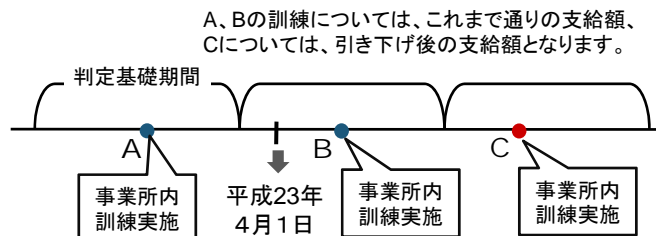
**中小企業緊急雇用安定助成金** 6,000円 → **3,000円**

事業所外訓練(※3)の教育訓練費の支給額は、これまで通り  
大企業4,000円、中小企業6,000円です。

(※1)判定基礎期間とは、助成金申請の単位となる期間で、賃金締切期間をいいます。事業所内訓練を行う日の属する判定基礎期間の初日が平成23年4月1日以降の教育訓練費から支給額を引き下げる予定です(先般お知らせした内容から変更しています)。  
判定基礎期間の初日が平成23年3月31日以前の事業所内訓練については、平成23年4月1日以降の申請でも、これまで通り大企業4,000円、中小企業6,000円を支給します。

(※2)事業主自ら実施するもので、生産ラインなどの通常の生産活動とは別に、受講する労働者の所定労働時間の全日または半日(3時間以上)にわたり行われるもの。

(※3)事業所内訓練以外の教育訓練で、1日に3時間以上行われるもの(ただし、受講日に受講者を働かせないもの)。



詳細は、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局またはハローワークにお問い合わせください。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク(公共職業安定所)